

平成 30 年（2018 年）9 月 7 日

政策会議資料

都市計画部 住宅政策室

台風 21 号の被害における一部損壊等住宅修繕支援制度の拡充について

今回の台風で、一部損壊以上の被害を受けた住宅の所有者に対し、

- ① 大阪府北部地震と同様に、修繕費の一部として支援金を支給することを考えています。

1 台風 21 号による住宅被害への支援について

台風 21 号による被害を受けた住宅が、「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された場合、災害見舞金等の支給対象になりますが、被害の大多数を占めるとされる「一部損壊」の場合は全く支援がない状況となっているため、現状で支援を受けられる被災者はごく一部にとどまると考えられます。

今回の台風で、一部損壊以上の被害を受けた住宅の所有者に対し、大阪府北部地震にかかる市独自の制度の対象を拡充し、修繕費の一部として支援金を支給するものです。

2 吹田市内の建物被害状況について

平成 30 年 9 月 7 日午後 4 時現在、約 300 件の被害が確認されています。

3 他市の状況について（一部損壊等住宅への独自支援制度の拡充）

平成 30 年 9 月 7 日午後 4 時現在

	所得制限の内容	修理費用	支援金
高槻市	台風 21 号も支援対象とすることを検討中		
茨木市	9 月 5 日付けで台風 21 号も支援対象と公表		
箕面市	対象拡充予定なし		

4 支援の内容について

(1) 支給金額

大阪府北部地震に対する住宅修繕支援と同様に、一部損壊以上の被害を受けた住宅の個人所有者に対し、修繕に要した工事費の額に応じて一定の支援金を支給します。共同住宅も含まれます。所得による制限はありません。

修繕に要した費用	支給額
30 万円以上 50 万円未満	3 万円
50 万円以上	5 万円

(2) 期間について

受付開始日から平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までとします。

ただし、状況に応じて開始日から 1 年間を目安として期間の延長を検討します。

(3) 予算の規模について

被災状況が不明のため当面の間、大阪府北部地震による一部損壊等住宅修繕支援制度の予算で対応します。

5 スケジュールについて

本事業の実施が確定後、速やかにホームページや市報等により市民に向けて周知し、適切な時期に受付を開始します。